

松山公共職業安定所シンボルマーク使用規定

(趣旨)

第1条 この規定は、別添 1 の松山公共職業安定所シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(使用制限)

第2条 松山公共職業安定所及び松山公共職業安定所の職員以外の第三者は、次に掲げる事項に該当する場合を除き、シンボルマークを使用することはできない。

- 一、松山公共職業安定所からの依頼を受けてシンボルマーク入りの物品等を制作する場合
- 二、松山公共職業安定所の委嘱を受けて実施する事業等において制作する資料や物品に、松山公共職業安定所の委嘱を受けていることを、シンボルマークを用いて表示する場合
- 三、松山公共職業安定所が共催又は参加する行事や、後援、協賛、協力等を行う事業・行事等において制作する資料や物品に、松山公共職業安定所が共催等を行うことを、シンボルマークを用いて表示する場合（営利を主たる目的としないものに限る。）
- 四、松山公共職業安定所が公表した資料の転載等を行う際に、松山公共職業安定所シンボルマークが含まれている場合
- 五、松山公共職業安定所シンボルマークを使用して松山公共職業安定所ホームページにリンクさせる場合
- 六、前二号に該当する場合のほか、松山公共職業安定所の広報活動に資する場合であって、松山公共職業安定所長がその使用を認めた場合

(使用の中止等)

第3条 シンボルマークの使用に関し、前条各号に該当しないと認められるとき又はその使用が不適切であると認められるときは、松山公共職業安定所長はその使用を差し止めることができる。

(申請)

第4条 松山公共職業安定所及び松山公共職業安定所の職員以外の第三者が、第 2 条第 6 号の規定によりシンボルマークを使用しようとする場合は、使用を開始する日の

10 日前（土日祝日を除く。）までに松山公共職業安定所シンボルマーク使用申請書（別紙様式 1）を松山公共職業安定所長に提出しなければならない。

2、松山公共職業安定所長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、松山公共職業安定所シンボルマーク使用許可書（別紙様式 2）を交付する。

3、松山公共職業安定所長は前項の松山公共職業安定所シンボルマーク使用許可書を交付する場合に、シンボルマークの使用に関する条件を付することができる。

（許可の内容の変更）

第5条 前条の許可の内容に変更等があった場合には、速やかに、松山公共職業安定所シンボルマーク使用変更申請書（別紙様式 3）を松山公共職業安定所長に提出しなければならない。

2、松山公共職業安定所長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、松山公共職業安定所シンボルマーク仕様変更許可書（別紙様式 4）を交付する。

（使用物品等の提出）

第6条 第 4 条第 2 項の規定によりシンボルマークの使用許可を受けた者又は前条第 2 項の規定によりシンボルマークの使用変更許可を受けた者は、使用後に遅滞なく使用物品等の現物、写真又はコピーを提出するものとする。

（使用許可の取消し）

第7条 松山公共職業安定所長は、第 4 条第 2 項の規定によりシンボルマークの使用許可を受けた者又は第 5 条第 2 項の規定によりシンボルマークの使用変更許可を受けた者が次に掲げる事項に該当する場合には、使用条件の変更、使用許可の取消、又は使用物件の回収を求めることができる。

- 一、使用許可の際に付した条件又は本規定に違反したとき。
- 二、虚偽又は不正により使用申請を行ったとき。
- 三、その他松山公共職業安定所長が必要と認めたとき。

（使用料）

第8条 シンボルマークの使用料については、無料とする。

(シンボルマークに関わる権利)

第9条 シンボルマークに関する一切の権利は、松山公共職業安定所に帰属する。

(規定の改定)

第10条 この規定は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がある。

(附則)

第 11 条 この規定は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

(別添) ハローワーク松山 シンボルマーク

